

北九州市道路サポート制度申込書

北九州市長様

代表者

住 所 _____

電話番号 _____

(読みかな) ()

氏 名 (自署または記名押印) _____

生年月日 (T・S・H 年 月 日) 性別 (男・女) ※1

北九州市道路サポート制度の趣旨に賛同し、下記のとおり申し込みます。

また、確認書締結要件確認のため、関係官庁への照会を行うことを承諾します。

担当者 連絡先	氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所 _____ 電話番号 _____ ※代表者と同じ場合には記入の必要はありません。
活動区域	道路名 _____ 区間 _____ ~ 延長 約 m 活動する区域の略図又は住宅地図等の添付
団体名	団体名 _____ (人数 人)
主な活動内容	<input checked="" type="checkbox"/> 空き缶や吸い殻などゴミ回収等の清掃、維持活動 (必須) <input type="checkbox"/> 花壇の手入れなどの景観美化活動 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施回数	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週 回程度 <input type="checkbox"/> 月 回程度 <input type="checkbox"/> 年 回程度
必要用具	<input type="checkbox"/> ほうき (本) <input type="checkbox"/> ちりとり (個) <input type="checkbox"/> 軍手 (組) <input type="checkbox"/> タオル (枚) <input type="checkbox"/> 帽子 <input type="checkbox"/> 花苗 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考欄	

(裏 面)

- ※1 北九州市暴力団排除条例第 6 条および、北九州市道路サポーター制度実施要綱第 3 条 4 に係る確認事項
申請者が法人の場合には、【氏名、よみかな、生年月日、性別】の記載された役員名簿などの提出をお願いする場合があります。
- ※ ご記入いただいた個人情報については、北九州市道路サポーター制度の申込、運営管理以外の目的では使用しません。

参考 : 北九州市暴力団排除条例第 6 条

(市の事務及び事業における措置)

第 6 条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

北九州市道路サポーター制度実施要綱

第 3 条 4 次に該当する事業団体は、市と確認書を締結することができない。

(1) 申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴録団員と密接な関係を有する者。

年 月 日

北九州市道路サポーター構成員名簿

団体名 _____

代表者 _____

	氏名	年齢	住所	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

- ※ 記入欄が足りない場合は、コピーしてください。
- ※ 既存の団体名簿がある場合は、その写しでも結構です。
- ※ ご記入いただいた個人情報については、北九州市道路サポーター制度の申込、運営管理以外の目的では使用しません。

北九州市道路サポーター制度の活動に関する確認書

(以下、「活動者」という。) 及び北九州市長(以下、「市長」という。)は、「北九州市道路サポーター制度」に関し、次のとおり確認する。

(活動区間)

第1条 この確認書に基づく、活動区間は、次のとおりとする。

路線名

区間

(活動内容)

第2条 活動者は、前条で定める活動区間において、登録した年度の4月1日から3月31日(年度末)までの期間に、3回以上の清掃・美化等のボランティア活動を行うものとする。

2 活動者は、新たに花壇等の設置を行う場合は、区役所まちづくり整備課(以下、「整備課」という。)と協議するものとする。

3 活動者は、道路管理上その他やむを得ない事情により、設置された花壇などを撤去する必要が生じた場合は、整備課の指示に従うものとする。

(活動の安全)

第3条 活動者は、活動を行うにあたっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう、安全に十分注意する。

(活動時の注意)

第4条 活動者は、活動場所へは、原則徒歩で行くこととする。

2 活動中は、道路交通に支障が生じないように努める。

3 日の出前、日没後や悪天候(雨天、降雪など)時の活動を避ける。

4 車道内での活動は、行わない。

5 交通量の多い道路では、幼児など子供づれでの活動を行わない。

6 子供が活動を行うときは、必要な数の大人が指導し、事故のないようにする。

(ごみの処分)

第5条 活動者は、市作成の「ごみ出しマニュアル」に従い、回収したごみ等を適正に処分する。

2 ごみの量が多い場合、事前に各環境センターへ、活動日時、場所、発生するゴミ袋数を連絡する。

3 収集が困難な廃棄物や危険物、動物の屍体については、各環境センターへ連絡する。

(保険)

第6条 活動者には、北九州市市民活動保険制度が適用される。

(活動中の事故)

第7条 活動中に事故などが起こった場合、活動者の代表は、速やかに区役所コミュニティ支援課(戸畠区:総務企画課)に事故の内容を連絡し、北九州市市民活動保険制度実施要綱に基づき所定の手続きを行うとともに、合わせて整備課に連絡するものとする。

(異常の通報)

第8条 活動者は、活動区域の道路及び道路施設の異常などを発見した場合は、整備課へ通報する。

(活動計画及び活動報告)

第9条 活動者は、毎年3月31日までに、4月1日から翌年3月31日までの活動計画を様式5により、整備課に提出するものとする。

2 活動者は、毎年4月30日までに、その前年度分の活動実績を、様式6により、整備課に報告するものとする。

(確認書の期間)

第10条 この確認書は、活動者からの変更又は解除の申し出がない場合は、継続するものとする。ただし、市長は、活動者が契約の解除を申し出たとき、活動者が各条に掲げる義務を履行していないと認められるときまたは活動者としてふさわしくないと認められるときは、認定を取り消し、確認書を解除するものとする。

(疑義の解決)

第11条 この確認書について、疑義が生じたときは、活動者及び市長が協議の上、解決するものとする。

年 月 日

(活動団体名)

代表者住所

代表者氏名

印

北九州市長

武内和久

印

年 月 日

活動計画書

北九州市長

様

団体名

代表者名

年度の活動実施予定は下記のとおりです。

活動区間	
------	--

活動実施予定 年月日時	活動内容（予定）	参加人数 (予定)
(時頃)		

- ※ 記入欄が足りない場合は、コピーしてください。
- ※ 活動実施予定年月日時は、○月上（・中・下）旬や○月第△週という書き方で結構です。
- ※ 活動実施の予定時間がわかれれば記載をお願いします。
- ※ 花壇設置を希望される場合、事前に協議が必要です。必ず記載してください。